

船舶インシデント調査報告書

令和3年6月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和2年10月18日 14時00分ごろ
発生場所	愛知県田原市伊良湖岬北方沖 伊良湖岬灯台から真方位356° 800m付近 (概位 北緯34° 35.2′ 東経137° 00.9′)
インシデントの概要	プレジャーボート M. SPACE ^{エム スペース} は、航行中、船外機が停止して始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年10月22日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート M. SPACE、5トン未満（長さ6.93m） 242-14747愛知、個人所有 ガソリン機関（船外機）、4サイクル、出力110.30kW、回転数 毎分5,500、4気筒、ボア94mm、使用燃料ガソリン、平成2 年製造
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過	本船は、船長1人が乗り組み、友人1人を乗せ、伊良湖港西方沖で遊漁を行った後、帰航の目的で北東進中、船外機が停止した。 船長は、船外機を再始動しようとしたが始動できず、原因を調査したものの判明せず、航行不能と判断して118番通報を行った。 本船は、来援した巡視艇にえい航され、伊良湖港に着岸した。 船長は、本インシデント後、原因を調査したところ、燃料フィルタに水が混入しているのを認め、燃料タンク内にも水が混入し、船外機が停止したと船外機修理業者から聞いた。 本船は、平成20年に船長が購入して以来、月に数回程度出航していたが、今まで不具合が発生したことがなかったので、燃料タンクの点検及び水抜きを実施したことがなかった。
分析	本船は、約10年間燃料タンクの点検及び水抜きが実施されていない中、航行中、燃料タンクに水分が混入したことから、船外機が燃焼不良を起こして停止し、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、約10年間燃料タンクの点検及び水抜きが実施されていない中、航行中、燃料タンクに水分が混入したため、船外機が燃焼不良を起こして停止したことにより発生したものと

	考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 船舶所有者は、定期的に燃料タンク及び燃料システムの点検を実施し、定期的に水抜き等の整備を実施すること。